

修正した用途地域等の見直し案について、市民の皆さまのご意見をお伺いします

「用途地域」は、住居、商業、工業など市街地の土地利用についての大枠を定めた都市計画制度であり、建築物の用途や形態（建ぺい率、容積率、高さ）等の規制・誘導により、秩序あるまちづくりを進めていくための基本的なルールです。

本市では、昭和 48 年に当初指定を行い、その後、都市を取り巻く社会経済情勢の変化に応じて、概ね 5 年ごとに全市的な「用途地域」の見直しを行ってきました。

このたび、令和 4 年 3 月に公表した用途地域等の見直し案にいただいたご意見を参考に、一部の地域で見直し案を修正しましたので、市民の皆さまのご意見を募集します。

1. 用途地域等の見直し案の公表

① 図書の閲覧

・ 期間

令和 4 年 8 月 22 日（月曜）から令和 4 年 9 月 30 日（金曜）まで

・ 場所

神戸市都市局都市計画課（三宮国際ビル 6 階）

市政情報室（市役所 1 号館 18 階）

各区役所まちづくり課

北須磨支所市民課、北神区役所、玉津支所

※平日 8 時 45 分～12 時、13 時～17 時半

※土・日曜、祝日の閉庁日は除きます。

② ホームページ

https://www.city.kobe.lg.jp/a84931/shise/kekaku/youtominaoshi/shuusei_soan.html

※市のホームページは、市政情報室（市役所 1 号館 18 階）のパソコンでもご覧いただけます。

2. 市民意見の募集

今回の見直し案に対する意見がございましたら下記の方法でご提出をお願いいたします。

・ 提出期間

令和 4 年 8 月 22 日（月曜）から令和 4 年 9 月 30 日（金曜）まで

・ 提出方法

① 問合せフォーム

https://www.city.kobe.lg.jp/a84931/shise/kekaku/youtominaoshi/shuusei_soan_toiawase.html

② 郵送（令和 4 年 9 月 30 日（金曜）の消印有効）

③ ファックス 078-595-6802

④ 電子メール youto_minaoshi@office.city.kobe.lg.jp

⑤ 持参

（平日 8 時 45 分～12 時、13 時～17 時半 土・日曜、祝日の閉庁日は除きます。）

・ 様 式

書面で提出してください。（口頭での提出はできません）

書式は自由ですが、必ず提出者の住所、氏名及び連絡先と見直し案に対する意見であることを記載してください。(法人等は所在地、名称、代表者を記載)

・提出先

神戸市都市局都市計画課 都市づくり係

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通 2-1-30 三宮国際ビル 6階

・いただいたご意見の取り扱い

(1) 個人情報を除いた概要を公表し、ホームページで改めて一括して市の考え方を公表させていただきます。なお、個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

(2) ご意見、氏名、住所、電子メールアドレス等については、神戸市個人情報保護条例に基づき、他の目的に利用、提供しないととも適正に管理いたします。

3. 個別相談所の開催

見直し案に関する個別相談所を開設します。日時、場所については別紙をご覧ください。

4. 今後のスケジュール

皆様より頂いたご意見を踏まえて、都市計画案を作成し、案の縦覧と意見募集を行い、都市計画決定の手続きを進めていく予定です。

